

令和8年8月6日
国土交通省関東地方整備局
建政部

マンション管理業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、大和ライフネクスト株式会社に対し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1917

不動産業適正化推進官 石井（内線：6110）

建設産業第二課 課長補佐 柏木（内線：6654）

マンション管理業者に対する監督処分について

大和ライフネクスト株式会社に対し、国土交通省関東地方整備局長は、本日、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1 処分の内容

○法第 8 1 条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 1. 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、被処分者の役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 2. 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、被処分者の役職員に対し、継続的に実施すること。
 3. 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 4. 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を令和 8 年 9 月 7 日までに文書をもって報告すること。
また、令和 9 年 2 月 8 日までに当該措置の実施状況を報告すること。

2 処分理由

被処分者が管理事務を受託している管理組合において、管理組合の財産を、被処分者の元従業員が着服したことにより、当該管理組合に損害を与えた。

このことは、法第 8 1 条第 1 号に該当するものである。

（参考） 大和ライフネクスト株式会社
東京都港区赤坂 5－1－33
代表取締役 齋藤 栄司
国土交通大臣(5)第 0 6 0 7 5 5 号